

柏市消費者行政推進協議会 平成30年度協議内容について

1 本協議会の議題の経過

- 25年度 平成25年度柏市消費者行政事業計画(案)について
 消費者教育推進法の施行に係る消費者教育の推進について
 消費者教育の推進に係る各主体の取り組み及び連携について
 地域力強化による消費者行政の体制強化(整備)について
- 26年度 (なし)
- 27年度 平成27年度消費生活センターの事業について
 消費生活センターに関する条例の制定について
 消費者の安全・安心確保のための地域連携の推進について
 (それぞれの立場や機関の役割を知り, 親和性を高めていくために, 連携のアイデアについて意見を求めた。)
 協議会での意見から啓発物品(ミニカード及びマグネット)を作成
- 28・29年度 市町村消費者教育推進計画(案)の作成について
 (意見⇒修正の繰り返しを行った。計画骨子, 消費者教育アンケート, イメージマップ, 計画(案))
 平成29年度消費生活センターの事業について

2 平成29年度事業報告及び平成30年度の重点項目

(1) 平成29年度 主な事業

・消費生活相談件数

■平成29年度 相談件数		(参考) ■平成28年度 相談件数	
			年間
平成29年12月末現在	2,521件	平成28年12月末現在	2,453件
相談内容(商品・役務別)上位3位			3,270件
1位 商品一般	380件	110件(+270)	138件
2位 デジタルコンテンツ	349件	485件(-136)	630件
3位 賃貸アパート	73件	70件(-3)	126件

- ・消費生活コーディネーター，消費生活サポーター
研修内容（年10回）
啓発活動（町会，サロン，駅前チラシ配布，コンビニ，銀行，バス・タクシー会社，
保育園，介護施設等への啓発）
- ・消費者教育推進連絡会
連絡会開催（年3回開催，実践授業）
消費者教育フェスタ（文部科学省主催，前回報告）
実践授業（H28・29年度 現時点 合計12校
内訳：小学校7クラス，中学校4クラス，高校1クラス）

【県民提案事業（市は製作等協力）】

- ・消費生活団体（柏生活クラブ・柏市消費者の会）提案
1月29日 消費生活講演会開催（アミューゼ柏 クリスタルホール，240人参加）
学校へのリーフレット「あなたも私もみんな消費者」配布予定（小5，中2）

(2) 平成30年度の重点項目（案）（参考：計画案の年度別重点推進領域から）

	年度	特に推進する 領域及び対象	推進方法
1年目	30年度	・「契約・金銭管理・生活設計」 「情報社会対応」 ・高齢者，幼児期～高校生期 を中心に	・インターネットを使った効果的な周知の確立（市 民・学校教職員向け） ・学校教職員への研修講座開催の検討 ・市民向け啓発チラシの見直し，検討 ・高齢者見守り体制の確立
2年目	31年度	・「契約・金銭管理・生活設計」 「情報社会対応」 ・高齢者，幼児期～高校生期 を中心に	・チラシ，リーフレット配布先の拡充（小・中・高等学 校，大学，幼稚・保育園，事業所等） ・市民向け消費者講座の拡充 ・インターネットトラブル対応の拡充 ・高齢者見守り体制の拡充
3年目	32年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・連携先及び相談先のデータベース化 ・前期2年間を振り返り，未実施部分について見直 し検討・実施
4年目	33年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・推進の効果を計るアンケート調査の実施 ・次期計画策定に向けての検討開始
5年目	34年度	・「消費者市民社会の構築」 「商品安全」 ・全世代対象	・次期計画策定の協議，年度末に策定



計画案本編「それぞれの場での施策展開」から抜粋

1 ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育の推進

(1) 学校教育等における消費者教育の推進

具体的な施策		現況	平成 34 年度までの目標
1	各教科等における体系的な消費者教育の推進	既存実施	既存内容を確認し、有用情報の提供
2	「柏市消費者教育推進連絡会」の開催及び教員の消費者教育に対する関心を高め、研修に参加できるような環境を整え、適切な教材、資料を提供することによって児童、生徒への浸透を図る	・年 3 回の開催 ・委員は、小・中・高等学校の教職員で構成	・連絡会開催時以外での有用教材の提供 ・委員に幼稚園・保育園の保育者及び大学教職員等を含む
3	幼児・児童・生徒・保護者向け啓発リーフレット・ちらし等の作成・配布	未実施	各校・各園で年 1 回の配布
4	大学入学時ガイダンス等における消費者教育出前講座の実施	未実施	各校年 1 回の出前講座開催

(2) 地域・家庭における消費者教育の推進

具体的な施策		現況	平成 34 年度までの目標
1	消費生活情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信	つうしん年 4 回発行、メール配信適時発信	広報かしわで年 1 回特集ページ掲載、メール配信サービスは消費トラブル注意報として月 1-2 回発信
2	消費者講座、出前講座の開催(町会、サロン、事業所等)	年 21 回開催	年 40 回開催
3	消費生活コーディネーターによるチラシ配布、地域活動件数	チラシ 15,000 枚 活動件数 118 件	チラシ 45,000 枚 活動件数 180 件

2 消費者教育を担う人材の育成・効果的な情報発信機能の強化

(1) 地域人材（消費生活コーディネーター）の育成・活動支援

具体的な施策		現況	平成 34 年度までの目標
1	消費生活コーディネーターに対しての年10回の研修会で、消費者問題だけでなく地域・事業者等への啓発アプローチの手法及び関係団体との連携方法を学ぶ	既存実施 消費生活コーディネーター 委嘱数 36 名	消費生活コーディネーター委嘱数 43 名
2	消費生活サポーターが消費生活コーディネーターの経験を生かした地域活動ができるように支援を図る	既存実施 消費生活サポーター登録数 6 名	登録消費生活サポーター登録数 15 名

(3) 学校教職員への動機付け及び実践への支援

具体的な施策		現況	平成 34 年度までの目標
1	「柏市消費者教育推進連絡会」の開催	年 3 回開催、連絡会の研修内容の全教職員への周知	全教職員への周知徹底、活用方法の見直し
2	「消費者教育授業実践事例集」の作成	2 年に 1 回発行、消費者教育ポータルサイトへの掲載	全教職員への周知徹底、活用方法の見直し

(4) 消費者教育の効果的な情報発信機能の強化

具体的な施策		現況	平成 34 年度までの目標
1	情報リーフレット「消費生活センターつうしん」、ホームページ、メール配信サービス、広報かしわ等による情報発信(再掲)	つうしん 年 4 回発行、メール配信適時発信	広報かしわでの年 1 回特集ページ掲載、メール配信サービスは注意報として月 1-2 回発信
2	消費者教育に関する教材(DVD等)の周知・貸出し	貸出し件数 21 件	貸出し件数 60 件

3 その他参考

【参考】 柏市消費者行政推進協議会要領

(設置)

第1条 本市における市民の消費生活の安定及び向上を図るため、柏市消費者行政推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 消費者啓発及び消費者教育に関すること。
- (2) 消費者団体に関すること。
- (3) 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第2項各号に掲げる事務(※) に関すること。
- (4) その他消費者行政に関すること。

(※ 第20条第2項 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
- 二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。)

